

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
が休みの  
とる翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 土地改良事業計画の変更の認可(二件) (農村整備課)
- 入会林野整備計画の認可(林務課)
- 保安林の指定の解除予定(十件) (造林課)
- 町道の改築に関する工事の一部の完了(道路課)
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (都市計画課)
- 鳥取県立高等学校入学者選抜方針(教職員課)
- ◇ 教委告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公 告 職業能力開発促進法による技能検定の実施(労政訓練課)

## 告 示

### 鳥取県告示第七百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項におい

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(一般)大沢地区農道整備)に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十三年八月十九日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第七百八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(一般)大沢地区農業用排水)に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十三年八月十九日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第七百八十二号

鳥取市百谷五百谷入会林野整備組合長伊藤静雄から申請のあった百谷入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第十一条第一項の規

定に基づき、昭和六十三年八月二十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百八十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字山川字ヲイコ谷八四一の七四、八四一の七五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百八十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字栗祖一〇一九の二・字内礼谷一二三三の一・一二四〇の二（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字惣嫁平四二六六の六から四二六六の八まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百八十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字尾張字尾張谷三六四の一六一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町大字中石見字萱ノ平ラ二二三〇の二、一二三〇の三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第七百八十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字川上字平七谷二一七の一五から二一七の一七まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百八十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字尾見字羽香地三八〇の二（国有林）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百九十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字三平四八六の二三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百九十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字観音谷二六四九の二(国有林)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百九十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字西大河原八三八(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百九十三号

過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第十四条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事に完了するので、過疎地域振興特別措置法施行令(昭和五十五年政令第五十号)第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 完 了 の 日
桜子宮田線	日野郡日南町霞字屋敷廻り一三四―一地先から同町霞字田ノ口五地先まで	改築	昭和六十三年八月二十六日
	日野郡日南町福塚字ランジ六九七―六地先から同字六九七―九地先まで		

鳥取県告示第七百九十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年

法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年六月二十八日 鳥取県指令受米土維第四百八十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市清水町字法正原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市中野町六四五

松本産業株式会社

代表取締役 松本 正

鳥取県告示第七百九十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年五月二日 鳥取県指令受米土維第三百五十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎字小林谷及び字手貝山谷ノ式

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市尾高町六六

坂口合名会社

代表社員社長 坂口平吉郎

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

昭和六十四年度鳥取県立高等学校入学者選抜を、次の方針により実施する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

昭和64年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

昭和64年度県立高等学校入学者の選抜は、中学校長が作成した調査書を主体とし、学力検査の成績等を併せて行うものとする。

2 調査書

(1) 調査書は、平常の学習の記録、行動及び性格の記録等について記入するものとする。

(2) 指導要録に記載されている事項については、指導要録から転記し、

その他の事項については、中学校長が評定して記入する。

なお、学習の記録のうち、第3学年の必修教科及び選択教科の英語については、10段階の相対評価により評定し、これを数値化して評定点とする。

また、第3学年の選択教科のうち英語以外の教科については、5段階評定とする。

3 学力検査

(1) 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

ただし、定時制課程（夜間に限る。）については、3教科とする（国語科は必須とするが、残りの2教科は他の4教科のうちから選択して受検する。）。

(2) 出題

ア 中学校の学習指導要領に示されている各教科の目標に即して、基本的事項を中心に出题する。

イ 各教科とも、標準時間で履修した程度の内容とし、できるだけ思考力や判断力などをみるように配慮する。

なお、国語には作文、英語には聞き取りを出题する。

(3) 実施期日

昭和64年3月10日（金）

(4) 実施時間

午前9時20分から開始し、各教科とも50分間で、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

4 面接

入学志願者全員に対して実施する。

(1) 実施期日

昭和64年3月10日（金）又は3月11日（土）

(2) 実施方法等

別に定める。

5 出願

(1) 入学志願者は、第1志望のほか第2志望として同一学校内の他の課程、学科を志願することができる。

(2) 入学志願者は、出願期間終了後、定められた期間内に1回に限り志望を変更することができる。

6 選抜方法

高等学校長は、中学校長から提出された調査書を主体とし、学力検査の成績等を併せて、次の方法によつて選抜を行う。

なお、選考に当たつては、調査書の第3学年の各教科の学習の記録以外の記録（第3学年の英語以外の選択教科の学習の記録を含む。）や面接の結果等について、公正かつ必要な限度において加味する。

(1) 第1次選考

調査書の学習の記録のうち、第3学年の各教科（選択教科は、英語のみとする。以下同じ。）の合計評定の上位の者から順に募集定員の70パーセント以内にある者で、かつ、学力検査の成績（総得点）が定員点の90パーセント以上のものについて選考する。

(2) 第2次選考

第1次選考以外の者について、第3学年の各教科の合計評定と学力

検査の成績（総得点）との総計の上位の者から選考する。

7 再募集

合格者が募集定員に満たない課程、学科がある高等学校は、再募集を実施する。

8 海外帰国子女に対する配慮

海外帰国子女に対する入学選抜は、その者の海外経験等の事情を勘案し、弾力的に実施するところとする。

(1) 帰国後の期間

帰国した日から入学者選抜を受ける年の2月1日までの期間が3年以内

(2) 外国における在留期間

帰国時からさかのぼり継続して1年以上

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年八月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 松田喜代次

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	アトミックボールII	株式会社三井
	ブロードウェイII	
	ローリングマシンI	
	ソルジャー	株式会社三洋物産

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第68号）第64条第2項の規定に基づき、昭和63年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和63年8月26日

鳥取県知事 西 田 次



1 実施する検定職種

さく井、鍛造、機械加工、金型製作、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、木工機械整備、プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、水産練り製品製造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、配管、浴槽設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、バルコニー施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図、電気製図、印章彫刻及び塗装

2 検定の等級

1の職種のうち、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て及びプラスチック成形については、特級として、浴槽設備施工、枠組壁建築、バルコニー施工、電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工については、単一等級として、その他の職種については、1級及び2級に区分して行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験  
ア 実施期日  
昭和63年12月2日(金)から昭和64年3月6日(月)までの間に  
おいて、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所  
ウ 実技試験問題の公表  
実技試験問題は、昭和63年11月25日(金)に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
鍛造、金型製作、機械検査、油圧装置調整、ニット製品製造、紳士服製造、石材施工、建築大工、かわらぶき、配管、浴槽設備施工及び鉄筋施工	昭和64年1月29日(日)
さく井、婦人子供服製造、和裁、パン製造、水産練り製品製造、枠組壁建築、防水施工、バルコニー施工、機械・プラント製図及び印章彫刻	昭和64年2月5日(日)
工場板金、機械保全、電子回路接続、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、木工機械整備、菓子製造、型枠施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、電気製図及び塗装	昭和64年2月12日(日)
機械加工、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て及びプラスチック成形	昭和64年2月19日(日)

<p>1 実施場所 別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所</p>	<p>検定職種 さく井</p>	<p>手数料 12,500円</p>
<p>5 受検申請の手続 (1) 提出書類</p>	<p>鍛造 機械加工</p>	<p>12,500円 12,500円</p>
<p>ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。) イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面</p>	<p>金型製作 工場板金 仕上げ</p>	<p>12,500円 12,500円 12,500円</p>
<p>(2) 提出先 鳥取市富安二丁目159 久本ビル 5階 鳥取県職業能力開発協会</p>	<p>機械検査 機械保全</p>	<p>9,000円 12,500円</p>
<p>(3) 受付期間</p>	<p>電子回路接続 電子機器組立て</p>	<p>12,500円 12,500円</p>
<p>昭和63年10月3日(月)から同月14日(金)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)</p>	<p>電気機器組立て 空気圧装置組立て</p>	<p>12,500円 12,500円</p>
<p>(4) 受検申請に関する注意 ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会でする。</p>	<p>油圧装置調整 農業機械整備</p>	<p>10,500円 10,500円</p>
<p>なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、60円切手をはったもの)を同封して行うこと。</p>	<p>冷凍空気調和機器施工 ニット製品製造</p>	<p>11,500円 12,500円</p>
<p>イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。</p>	<p>婦人子供服製造 紳士服製造</p>	<p>9,000円 10,500円</p>
<p>6 受検手数料等 (1) 受検手数料</p>	<p>和裁 木工機械整備 プラスチック成形</p>	<p>8,000円 12,500円 12,500円</p>
<p>ア 実技試験の受検手数料</p>	<p>石材施工 ペン製造</p>	<p>12,500円 12,500円</p>

菓子製造	11,500円
水産練り製品製造	12,500円
建築大工	10,500円
枠組壁建築	12,500円
かわらぶき	12,500円
配管	10,500円
浴槽設備施工	12,500円
型枠施工	12,500円
鉄筋施工	10,500円
コンクリート圧送施工	11,500円
防水施工	12,500円
樹脂接着剤注入施工	12,500円
カーテソウオール施工	11,500円
バルコニー施工	11,500円
ガラス施工	12,500円
テクニカルイラストレーション	7,500円
建築図面製作	7,500円
機械・プラント製図	7,500円
電気製図	7,500円
印章彫刻	10,500円
塗装	10,500円
1 学科試験の受検手数料	
	2,300円

(2) 納付方法

- (1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。
- (3) その他
- 受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、受検手数料は返還しない。
- 7 合格者の発表等
- (1) 合格通知
- 実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が昭和64年3月24日(金)に書面で通知する。
- (2) 技能検定合格者の発表
- 技能検定合格者の氏名は、昭和64年3月24日(金)の鳥取県公報で公示する。
- 8 その他
- 技能検定について不明な点は鳥取県商工労働部労政訓練課(電話0857-26-7231)又は鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)に問い合わせること。